

京都市会情報公開条例及び京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第52号）（市会事務局政務調査課）

京都市会情報公開条例による公文書の公開請求に対する公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、京都市情報公開・個人情報保護審査会において市会議長の諮問に応じ、調査し、及び審議することとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市会情報公開条例及び京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する  
条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 52 号

京都市会情報公開条例及び京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を  
改正する条例

(京都市会情報公開条例の一部改正)

第1条 京都市会情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第3章 情報公開審査会(第19条～第26条) 第4章 雑則(第27条～第31条)」を「第3章 雑則(第19条～第23条)」に改める。

第16条前段中「第19条に規定する審査会」を「京都市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条後段中「審査会の」を「その」に改める。

第3章を削る。

第4章中第27条を第19条とし、第28条から第31条までを8条ずつ繰り上げる。

第4章を第3章とする。

(京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 京都市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「「情報公開条例」」を「「市情報公開条例」」に改め、同条第2号中「情報公開条例第17条第1項」を「市情報公開条例第17条第1項又は京都市会情報公開条例(以下「市会情報公開条例」という。)第16条前段」に改める。

第2条第2項第1号中「公文書(情報公開条例)を「市情報公開条例」に、「をいう。第8条第1項第1号において同じ。)」を「及び市会情報公開条例第2条に規定する公文書」に改める。

第8条第1項第1号中「情報公開条例」を「市情報公開条例」に改め、「公文書」の右に「(市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)」を加え、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市会情報公開条例第16条前段の規定により諮問をした議長 市会情報公開条例第13条第1項に規定する公開決定等に係る公文書(市会情報公開条例第2条に規

定する公文書をいう。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 京都市会情報公開審査会の委員であった者については、この条例による改正前の京都市会情報公開条例第22条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は議長が定める。

(関係条例の一部改正)

4 京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第46条第1項第1号中「及び京都市会情報公開条例第19条に規定する審査会の委員」を削る。

(関係条例の一部改正に伴う経過措置)

5 この条例による改正後の京都市個人情報保護条例第46条の規定の適用については、京都市会情報公開審査会の委員であった者は、同条第1項第1号に規定する職員であった者とみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(市会事務局政務調査課)